

附属図書館本館利用要項

(平成28年4月28日附属図書館長決裁)

[令和3年7月15日最終改正]

(趣旨)

第1条 この要項は、附属図書館利用細則(平成28年島大細則第8号。以下「細則」という。)

第21条の規定に基づき、島根大学附属図書館本館(以下「図書館」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(図書館利用証交付手続)

第2条 細則第3条に規定する利用者(以下「利用者」という。)の内、次の各号に掲げる者は、本人であることを証明するものを提示の上、図書館利用証申請書を提出し、図書館利用証の交付を受けることができる。

- 一 嘱託講師等職員に準ずる者(職員証の発行が無い者に限る。)
- 二 鳥取大学大学院連合農学研究科の学生
- 三 島根大学(以下「本学」という。)を定年により退職した者
- 四 図書館の利用を申し出た学外者

2 本学の名誉教授については、前項の手続を経ることなく、交付を受けることができる。

(館外貸出及び返却)

第3条 館外貸出は、貸出しを受けようとする資料と利用証により、所定の手続をとるものとする。

2 館外貸出の図書は、所定の期日までに返却しなければならない。

(貸出予約及び貸出期間の延長)

第4条 利用者のうち、細則第3条第1号から第3号までに規定する者は、館外貸出を希望する資料が貸出中のときは、貸出の予約をすることができる。

2 館外貸出を受けた者は、貸出延長手続を経て、貸出期間を1回に限り更新することができる。ただし、前項の予約がある場合、既に返却期限が過ぎている場合及び長期貸出しの資料については、この限りでない。

(長期休業期間中の長期貸出)

第5条 利用者のうち、細則第3条第1号から第3号までに規定する者は、夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日等の授業が実施されない期間に長期の貸出しを受けることができる。

(特別貸出)

第6条 利用者のうち、次の各号に掲げる者は、研究等のため特に必要とするときは、特別貸出を受けることができる。

- 一 本学の教育職員
- 二 本学の卒業年次にあたる学生及び大学院生

2 特別貸出の冊数及び期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 前項第1号の者の特別貸出は、書庫内資料20冊以内、90日以内とする。
- 二 前項第2号の者の特別貸出は、卒業論文等作成のためとし、3冊以内、30日以内とする。

(館外貸出の停止)

第7条 島根大学附属図書館長(以下「館長」という。)は、館外貸出資料を所定の期日までに返却しなかった者に対して、館外貸出を停止することができる。

2 貸出しを停止する期間は、当該資料を返却すべき日から起算して遅延した日数分の期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、停止期間を変更することができる。

(書庫内利用)

第8条 利用者のうち、細則第3条第1号から第3号までに規定する者及び館長が必要と認められた者は、所定の手続を経て書庫内に入庫して資料を閲覧することができる。

2 書庫に収蔵されている資料は、細則別表3に掲げる館外貸出禁止資料を除き館外貸出を受けることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、書庫内利用を制限することができる。

(研究用貸出)

第9条 細則第12条に規定する研究用貸出を受けることができる資料(以下「借受資料」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 教員又は講座等(以下「教員等」という。)の予算で購入した資料
- 二 その他、教員等が寄贈を仲介した資料で教員等の研究に不可欠な資料
- 三 重複により研究室貸出が可能と判断された資料

2 教員等の使用者(以下「使用者」という。)は、借受資料の全学的利用を妨げてはならない。

3 使用者は、借受資料の保管の責任を負うものとする。

4 使用者は、図書実査要項(平成26年2月7学術情報機構長決裁)に基づき毎年度借受資料の有無を点検して、その結果を館長に報告するものとする。

5 使用者が、退職又は転出等により職員としての身分を失うときは、事前に図書館に連絡し、借受資料を図書館に返却しなければならない。

6 使用者は、借受資料のうち、紛失、汚損及び破損がある場合は、現物で弁償するものとする。

7 所属学部等の変更が生じた使用者については、第4項に準じて借受資料の有無を点検して、その結果を館長に報告するものとする。

(施設、機器等の利用)

第10条 利用者は、次の各号に掲げる施設及び施設に設置の機器等について、所定の手続を経て利用することができる。ただし、第3号及び第4号の施設を利用できる利用者は、細則

第3条第1号から第3号までに規定する者とする。

一 AVルーム

二 マイクロ資料室

三 研究個室

四 グループ学習室

2 利用に際しては表示されている注意事項を厳守し、目的以外の利用はしないものとする。

(利用上の注意事項)

第11条 利用者は、図書館の利用に当たっては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

一 静粛を保ち、他の利用者の迷惑となる行為をしないこと。

二 喫煙をしないこと。

三 定められた場所以外で、飲食をしないこと。

四 定められた場所以外で、携帯電話による通話を行わないこと。

五 図書・雑誌等資料の配列を乱さないこと。

六 パソコン利用は、ネットワーク利用上のルールとマナーを守り、学習・学術研究を目的とすること。

(展示貸出)

第12条 館長は、博物館、美術館等からの展示を目的とした資料の貸出の申込について、所定の手続きを経て貸出すことができる。

附 則

1 この要項は、平成28年4月28日から実施し、平成28年4月1日から適用する。

2 島根大学学術情報機構附属図書館本館利用要項（平成25年6月28日学術情報機構附属図書館長決裁）は廃止する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年7月15日から実施する